

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます！

【助成金額】

休業前賃金の8割（上限11,000円/日）

※休業前の1日あたり平均賃金×80% ×（各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数）

【対象期間】

令和2年4月1日から**12月31日**までの休業

【対象者】

事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払い無し）した中小企業の労働者

※詳細は、厚生労働省の本支援金・給付金のリーフレット・Q&A・支給要領をご覧ください。

A

労働保険関係が成立している事務所（場）に雇用される労働者

林野庁への確認は必要ありません。

[厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（0120-221-276）](https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html)
にお問い合わせください。

（支援金・給付金の詳細、申請様式等）

（支援金・給付金の詳細、申請様式等）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>



B

- ・ Aに該当しない雇用保険の暫定任意適用事業所※である林業経営体※
※常時5人未満の労働者を雇用する個人経営の林業経営体
- ・ Aに該当しない労働者災害補償保険の暫定任意適用事業所※である林業経営体
※労働者を常時は使用することなく、かつ、年間使用延べ労働者数が300人未満の個人経営の林業経営体

支援金・給付金の申請には、林野庁が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要です。
詳細は裏面をご確認のうえ、下記まで提出してください。

林野庁林政部経営課 林業労働対策室（郵送のみ）

住所：〒100-8952 千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-0483

申請様式及び手続きフロー

※「農業等個人事業所に係る証明書」の申請は「事業主」から行っていただく必要があります。

「農業等個人事業所に係る証明書」発行申請

【林野庁への提出期限】

厚生労働省への提出期限の2週間前までに提出願います。

【林野庁への提出書類】

- ①農業等個人事業所に係る証明申請書（様式第1号）
- ②添付書類一式
 - ・住民票（個人番号省略で3ヶ月以内のもの。コピー不可。）
 - ・林業を営む事業実態が分かる書類（林業に係る請負契約書。もしくは事業内容が分かる納品書、請求書、領収書等で1年以内のもの。）
- ③返信に必要な額の切手を貼付し返信先の住所を記載した封筒

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」申請

【厚生労働省への提出期限】】※9月の休業であれば、10月1日から申請可能です。

- ・4～9月分については、12月31日まで
- ・10～12月分については、翌年の3月31日までに提出願います。（郵送の場合は必着）

【厚生労働省への提出書類】

- ④申請書
 - 申請者本人が手続を行う場合：（初回）様式第1号
（2回目以降）様式第2号
 - 事業主を経由して手続を行う場合：（初回）様式第3号、様式第4号
（2回目以降）様式第5号、様式第6号
- ⑤添付書類一式
 - ・申請者確認書類（氏名及び住所が確認できるもの）⇒2回目以降不要
（例：申請者の運転免許証・マイナンバーカードの写し等）
 - ・口座確認書類 ⇒2回目以降不要
（例：通帳又はキャッシュカードの写し）
 - ・休業開始前賃金を確認できる書類 ⇒2回目以降不要
（例：休業開始前の6カ月のうち申請書に記載した任意の3カ月の給与明細、賃金台帳の写し等）
 - ・支給単位期間の収入を確認できる書類
（例：支給対象者の支給単位期間中の給与明細、賃金台帳等の写し等）
 - ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金支給要件確認書
 - 申請者本人が手続を行う場合：（初回）様式第7号
（2回目以降）様式第8号
 - 事業主を経由して手続を行う場合：（初回）様式第9号
（2回目以降）様式第10号
 - ・農業等個人事業所に係る証明書 ⇒2回目以降不要

【手続きフロー】

